別記第七十九号様式を次のように改める。

別記第七十九号様式（第五十八条の四関係）

日本国政府法務省

番　　号
年　月　日

通　　知　　書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第１項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を

年　　月　　日　まで

と定めたので、通知します。

なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第２項第１号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第七十九号の三様式を次のように改める。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省

番　　号

年　月　日

口頭意見陳述不実施通知書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第１項ただし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、通知します。

理　　由

□　（　　）により
意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

□　申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない

□　その他（　　）

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。